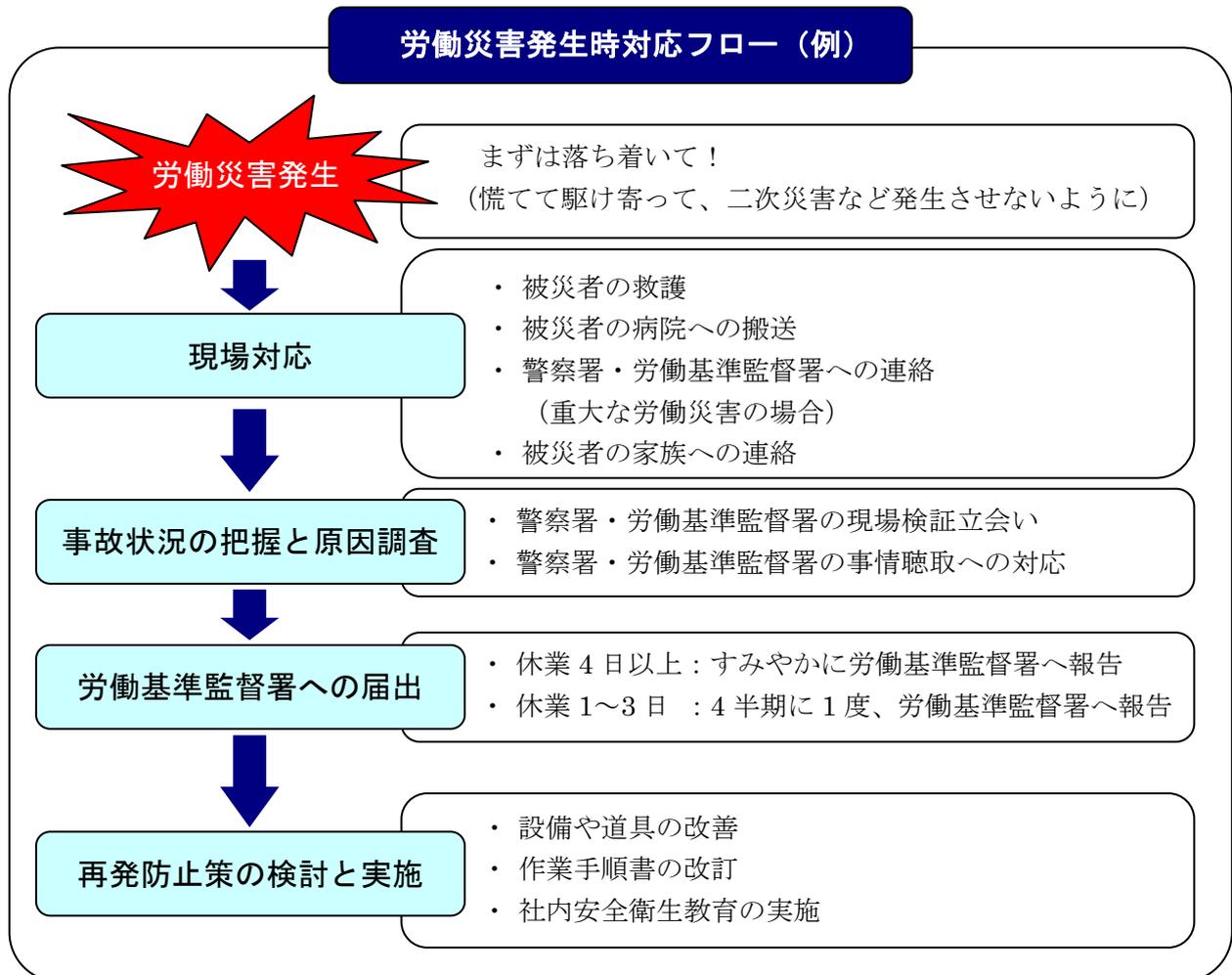


5. 事故が起きてしまったら

会社が積極的に安全衛生管理、安全衛生活動を行っていたとしても、労働災害が発生してしまう可能性があります。

万一、作業場で労働災害が発生してしまったら、以下のように対応しましょう。



また、もしものときに備えて、以下の事項を整理しておきましょう。

- ・ 応急手当、介護のための設備、道具の置き場所（の確認）
- ・ 消防・救急、警察署、労働基準監督署の連絡先、対応担当者
- ・ 労働者の家族などの連絡先、労働基準監督署への届け出や労災保険給付申請の方法など
(⇒ 厚生労働省 労働災害が発生したとき

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html>

厚生労働省 労災補償 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai.html>)

- ・ その他、会社独自の報告方法・様式など

労働安全衛生に関する情報は、ホームページでご覧いただけます。

厚生労働省 労働基準情報 安全・衛生

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/anzen.html>